

令和5年第3回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和5年3月22日(水) 開会：15時00分 閉会：16時04分

2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 5階 委員会室3

3 出席者の氏名

教 育 長 厚 東 和 彦
 委 員 松 田 福 美
 委 員 吉 本 妙 子
 委 員 片 山 研 治
 委 員 岡 寺 政 幸

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教 育 部 長 山 本 次 雄
 教 育 部 次 長 十 楽 さゆり
 教 育 政 策 課 長 //
 生涯学習課課長補佐 中 村 隆 志
 人権教育課長 坪 金 裕 子
 学校教育課長 原 田 剛
 学校給食課長 河 村 武 志
 中央図書館長 石 村 和 広
 新南陽総合出張所次長 玉 野 良 亮
 熊毛総合出張所次長 家 永 敦 夫
 鹿野総合出張所次長 中 村 光 男

5 会議の書記の職氏名

教育政策課課長補佐 三 浦 勢 司
 教育政策課主査 松 村 美由紀

6 議事日程等

日程順位	件 名	
1	会議録署名委員の指名について	
2	報告第1号	令和4年度周南市一般会計補正予算要求について
3	報告第2号	令和5年度周南市一般会計補正予算要求について
4	報告第3号	令和5年度周南市の教育事業概要について
5	議案第6号	周南市教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則制定について
6	議案第7号	周南市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則制定について

7 委員会協議会

(1) 共催及び後援大会等一覧表・・・(該当課)

※資料 当日配布

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

教育長

ただ今から「令和5年第3回教育委員会定例会」を開催いたします。議事日程に従いまして進めてまいります。

日程第1「会議録署名委員の指名について」でございます。本日の会議録署名委員は「松田委員さんと岡寺委員さん」をお願いいたします。

2	令和4年度周南市一般会計補正予算要求について
3	令和5年度周南市一般会計補正予算要求について

教育長

ここで、委員の皆様にお諮りいたします。

続く、日程第2、報告第1号「令和4年度周南市一般会計補正予算要求について」及び、日程第3、報告第2号「令和5年度周南市一般会計補正予算要求について」につきましては、関連する案件でありますので、一括して議題とし、説明を受け、審議を行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(※異議なしの声)

教育長

それでは、報告第1号、及び報告第2号を一括して審議いたします。

この件につきまして、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

報告第1号「令和4年度周南市一般会計補正予算要求について」及び、報告第2号「令和5年度周南市一般会計補正予算要求について」併せてご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号の規定により、教育委員会の権限とされておりますが、教育長が代決いたしましたので、同規則第3条第2項の規定に基づき、報告するものです。

議案書2ページ、3ページをお願いします。令和4年度周南市一般会計補正予算です。これは、国の令和4年度補正予算の成立に伴い、「学校施設環境改善交付金」に係る内定通知がありましたことから、令和5年度当初予算に計上しておりました、小学校改修事業費及び中学校改修事業費に係る経費の一部について、令和4年度予算に組替えたものです。

歳出の、「教育費」「小学校費」「小学校建設費」「小学校改修事業費」の施設改修工事、2億1千819万円です。

これは、令和5年度の当初予算に計上しておりました、高水・富田東・福川・鹿野の各小学校のトイレ改修工事及び、櫛浜小学校の照明改修工事に要する経費について、令和4年度予算に組み替えたものです。

次の、「教育費」「中学校費」「中学校建設費」「中学校改修事業費」の施設改修工事、1億1千999万9千円は、同様に、令和5年度の当初予算に計上しておりました、桜田中学校の外

壁・防水改修工事、福川中学校の照明改修工事に要する経費について、令和4年度予算に組替えたものです。

また、これらの事業について、工期を確保するため、その全額を繰り越して使用できるように、次の、4ページのとおり繰越明許費の変更補正をしております。

次に歳入予算です。戻っていただきまして、2ページをお願いします。

先ほどご説明いたしました歳出予算の計上に伴い、まず、「国庫支出金」「国庫補助金」「教育費国庫補助金」「小学校費補助金」6千461万3千円、「中学校費補助金」3千843万6千円をそれぞれ増額しております。

次に、市債につきましては「市債」「市債」「教育債」「小学校債」1億5千340万円、「中学校債」8千140万円をそれぞれ増額しております。

これにより、5ページに示しておりますとおり、地方債の補正といたしまして、借入れの限度額について、小学校施設整備事業は7千310万円から2億2千650万円に、中学校施設整備事業は3千530万円から1億1千670万円にそれぞれ増額変更しております。

続いて、報告第2号「令和5年度周南市一般会計補正予算要求について」でございます。歳出は、議案書8ページをお願いいたします。

「教育費」「小学校費」「小学校建設費」「小学校改修事業費」の施設改修工事、2億1千819万円の減額は、先ほど報告第1号で説明しましたとおり、令和5年度当初予算に計上していましたが小学校改修事業に要する経費の一部を、令和4年度予算に組み替えましたことから、当該経費について減額するものです。

次に、「教育費」「中学校費」「中学校建設費」「中学校改修事業費」の施設改修工事1億1千999万9千円の減額は、同様に、令和5年度の当初予算に計上してございました、中学校改修事業に要する経費の一部を、令和4年度予算に組み替えましたことから、当該経費について減額するものです。

これに伴い、歳入予算及び地方債につきましても、所要の財源補正を行っております。

以上で、説明を終わります。

教育長

ありがとうございました。

それでは、これらの件につきまして、ご質問がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは、報告第1号、及び報告第2号を承認いたします。

4	令和5年度周南市の教育事業概要について
---	---------------------

教育長

続きまして、日程第4、報告第3号「令和5年度周南市の教育事業概要について」を議題とします。

この件につきまして、まずは教育政策課から全体的な説明をお願いいたします。

教育政策課長

報告第3号「令和5年度周南市の教育事業概要について」ご説明いたします。提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1号の規定によるものです。

この規定は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の大綱に基づいて教育委員会が重点的に講ずるものと定めた施策の推進に係る事務」は定例会の会議に報告しなければならないと定めております。

教育委員会では、「第2期教育大綱」の取組の方向性を踏まえた教育行政を推進していくために、毎年度「周南市の教育事業概要」を編さんし、当該年度における教育委員会各所管の重点事業やその具体的内容をお知らせし、共有することで、PDCAサイクルに沿った取組を推進し、さらには事業改善につなげて行くこととしております。

それでは、別冊の「令和5年度周南市の教育事業概要」をご覧ください。

1ページの「はじめに」では本事業概要の趣旨を、2ページでは教育大綱の基本理念を、さらに3ページでは教育大綱における「5つの基本方針」と、それらを具現化するための「17の推進方向」をお示ししております。

4ページから34ページには、教育委員会が取り組む令和5年度の施策実現に向けた重点事業内容等を掲載しており、後ほど担当課ごとに概略説明をさせていただきます。

35ページから38ページには教育費予算の状況を、39ページには、令和5年4月1日現在の周南市教育委員会事務局機構図を掲載しております。

それでは、4ページにお戻りください。教育委員会としての事業推進にあたっての考え方がございます。

本市が、今後も活力と品格のあるまちであり続けるためには、市全体で、人口減少を少しでも鈍化させ、地域、経済の萎縮を抑え、選ばれ、住み続けられるまちづくりを、根気強く勇気をもって進めていくことが何よりも必要となります。

その中で、教育委員会が果たすべき役割は将来のまちづくりの推進役を担う人材を育成するとともに、人材育成の場である学校や地域社会の教育環境の充実を図ることだと考えます。

そこで、大綱に掲げた理念の実現を目指しながら、「本市の未来を担う人材を育成すること」を教育行政を進めるにあたっての心がけとし、学校教育や社会教育におけるハード、ソフト両面の充実をめざす各事業の着実な実施に向けて、関係部局と連携しながら教育委員会全体で取り組んでまいります。

以上で周南市の教育事業概要の全体説明を終わります。

教育長

ありがとうございました。

それでは、令和5年度の教育委員会所管の重点事業について、各課から説明をお願いいたします。

最初に、教育政策課お願いいたします。

教育政策課長

それでは、教育政策課が所管する重点事業についてご説明いたします。4ページから7ページになります。

教育大綱の基本方針の「信頼と期待に応える教育環境の充実・整備」に基づき、「望ましい教育環境の充実・整備」の具現化に向けて、5つの重点事業をお示ししております。

「小学校及び中学校改修事業」では、児童・生徒が安心して快適に学べる教育環境を確保するため、学校等長寿命化計画に基づいた改修事業を進めてまいります。令和5年度は、富田西小学

校、秋月中学校の外壁・防水改修や、櫛浜小学校、福川中学校の照明改修工事、これまでも計画的に進めているトイレ改修を継続実施するとともに、小学校の消防設備、防火設備の改修や、学校遊具の計画的な改修等も行っています。

6ページをお願いいたします。「奨学金貸付等基金事業」については、経済的理由により修学が困難な学生・生徒を支援するため、一般奨学金の貸付けに加え、定住促進奨学金や給付型の就学支援奨学金により、個々の奨学生の状況に応じた貸付けを行っています。

小学校教職員経費、小中学校再編整備推進事業につきましては、引き続き、小規模校の現状や地域の考えなどを把握しつつ、教育の充実と学校の適正配置、休校施設の管理について取り組んでまいります。

以上で教育政策課の説明を終わります。

教育長

次に、生涯学習課をお願いいたします。

生涯学習課課長補佐

生涯学習課が所管する重点事業について、ご説明いたします。事業概要の8ページから18ページでございます。

まず8ページをご覧ください。生涯学習課では、令和5年度の「基本方針」として、3点掲げております。その基本方針に基づく「教育大綱に基づく対象施策と重点事業」として、まず、大綱の基本方針3「コミュニティ・スクールの充実」、推進方向6「地域学校協働活動の充実」でございます。

重点事業として、8ページから12ページまでに「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」、関連するものとして12ページに「児童クラブ事業」「児童クラブ整備事業」の3事業を取り上げております。

「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」では、子ども達の育ちや学びを地域ぐるみで支援していくため、コミュニティ・スクールを核とした「やまぐち型地域連携教育」を推進し、地域学校協働活動による「学校を核とした地域づくり」に取り組めます。

また「児童クラブ事業」では、安定した児童クラブの運営に加え、放課後子供教室との一体的な実施を進め、さらなる連携に取り組んでまいります。

令和5年度は、新たに、児童数の増加が見込まれる富田西小学校におきまして、児童クラブ教室を確保するために、ランチルームの改修などを行います。

次に、推進方向7「青少年の健全育成」でございます。重点事業として、13ページに「青少年育成センター運営事業」並びに「大田原自然の家管理運営事業」の2事業を取り上げております。

「青少年育成センター運営事業」では、街頭補導など有害な環境の除去により、また「大田原自然の家管理運営事業」では、多彩な体験プログラムの提供により、健全な青少年の育成に努めることとしております。

令和5年度は、新たに、大田原自然の家を中須中学校へ移転する計画に沿って、校舎のアスベスト調査などに着手します。

次に、14ページをご覧ください。大綱の基本方針5「いきいきと学び続ける生涯学習社会の実現」、推進方向11「生涯学習活動の推進」でございます。

重点事業として、14ページ、15ページに「生涯学習推進事業」「学び・交流プラザ管理運営事業」「学び・交流プラザ改修事業」の3事業を取り上げております。

市民センターや、学び・交流プラザにおいて、市民に対する学習機会の提供とその充実を図るとともに、学習成果を生かす機会の提供に取り組んでまいります。なかでもスマートフォン講座など、現代的な課題である情報格差の解消などに取り組んでまいります。

令和5年度は、新たに、学び・交流プラザの機能向上を図るため、交流アリーナに空調設備を整備する設計業務に取り組みます。

次に、推進方向14「文化財の保護と活用」でございます。重点事業として、16ページ、17ページに「鶴保護対策事業」などを取り上げております。

令和4年度は昨年度の28羽には及ばないものの、令和2年度並みとなる13羽の渡来がありました。

引き続き、ツルの生息環境の整備や、保護ツルの移送・放鳥など、渡来ツルの増羽に向けた取組を進めてまいります。

そのほか、旧福川南地区コミュニティセンターを活用した、新たな民俗資料展示施設のオープンを予定しておりまして、改めて子ども達への啓発を含め、取組を進めてまいります。

最後に、18ページ、推進方向17「まちづくりを担うひとづくり」でございます。当課として取り組む「地域学校協働活動の充実」「青少年の健全育成」といった、子ども達の育ちや学びを地域ぐるみで支援する活動の推進には、地域で活躍する人材が欠かせません。

「生涯学習活動の推進」の観点も踏まえて、市民に対する学習機会や、学習成果を生かす活動機会の紹介・提供に取り組むなかで、地域人材の発掘や育成、ネットワーク化が必要と捉え、再掲するものでございます。

以上で、生涯学習課の説明を終わります。

教育長

はい、ありがとうございました。

次に、人権教育課お願いいたします。

人権教育課長

人権教育課が所管する重点事業についてご説明いたします。

19ページから22ページになります。本市は、「山口県人権推進指針」、「周南市人権行政基本方針」を基本とし、「市民一人ひとりの人権が尊重されるまち」の実現に向けて、学校、地域社会、企業・職場における人権教育を推進することとしています。

まず、「地域人権教育推進事業」でございます。本市の人権教育の推進を図るため、人権教育推進協議会を中心とした推進体制のもと、10ブロックに区割りし、地域における人権講演会や出前講座など、それぞれのニーズに沿った自主的な取組を支援いたします。

さらに、より多くの人々に人権に関心を持っていただくきっかけづくりとして、駅前図書館オープンスペースにて、人権オープンシアターを令和4年度から、現役世代の参加や人出も期待される土曜日に開催しております。

次に20ページをお願いします。「人権教育講座運営事業」でございます。市民の人権意識を向上するため、山口県人権推進指針に定める16の人権課題を基本に、各地域の市民センター等で、ハートフル人権セミナーを開催いたします。

令和5年度は、秋月小学校で、周南公立大学の留学生を講師に外国人問題を、夜市小・久米小学校では、「インターネットにおける問題」をテーマに、学校、家庭、地域が共に学び、人権感覚を醸成してまいります。

21ページをお願いします。人権教育指導者研修事業でございます。民生・児童委員をはじめ、

地域社会におけるリーダー的役割を担う方を対象に、人権ステップアップセミナーを開催いたします。さらに、コロナ禍により中止しておりましたハンセン病療養施設見学バスツアーを再開いたします。

次に学校人権教育研修事業でございます。各小・中学校、幼稚園における人権講演会や出前講座など、それぞれのニーズに沿った自主的な取組を支援いたします。

毎年夏休みに実施している小・中学校、幼稚園の全教職員等を対象とする学校・園人権教育研修会では、令和2年度以降は、コロナ禍により全体集会を取りやめ、オンライン研修等に、切り替えております。

最後に22ページをお願いします。企業職場人権教育推進事業でございます。企業職場人権教育連絡協議会を中心とした、企業・職場における人権教育の取組を支援いたします。

令和4年度は、「個人情報の保護」「障害者の問題」「男女共同参画」をテーマに研修会を開催しました。令和5年度も、アンケート等により、企業・職場のニーズや意向に沿った研修内容を企画運営してまいります。また、企業・職場からの要望に応じた、人権出前講座も随時実施してまいります。

以上で、説明を終わります。

教育長

はい、ありがとうございます。

次に、学校教育課お願いいたします。

学校教育課長

学校教育課から、重点施策についてご説明いたします。

23ページをお願いいたします。学校教育課の基本方針といたしまして、教育大綱の基本理念である「子どもの夢に寄り添い『生き抜く力』を育む周南の教育」の実現に向けて、児童生徒一人ひとりの特性や能力を伸ばし、「生き抜く力」を育む教育を着実に進めるために、学校への指導や支援並びに教育環境の整備・充実等に努めることを掲げております。

それでは、教育大綱に基づく対象施策である、道徳教育や幼児教育の充実を柱とした「豊かな心」の育成、「確かな学力」「健やかな体」の育成、24ページにまいりまして、コミュニティ・スクールの充実、信頼と期待に応える教育環境の充実・整備の4点を基本に、学校教育課では教育大綱に示された推進方向1から10までに沿って施策を進めることとしております。

25ページをお願いします。ここからは重点事業についてご説明いたします。まず、やまぐち部活動改革推進事業でございます。国が進める休日の部活動に係る地域での文化・スポーツ活動への移行に向け、関係機関や団体とともにしくみづくり等を検討・推進してまいります。

なお、本市では、休日と平日を併せて一体的に地域移行を行うこととし、市内全域を対象に検討を進めてまいります。また、休日の部活動を指導する指導者を秋月中学校の6部活動に配置し、地域移行に向けた実践研究校の取組を継続してまいります。

続いて26ページをお願いします。GIGAスクール構想推進事業でございます。国が提唱する「GIGAスクール構想」による1人1台端末、学校通信ネットワーク等のICT機器等を生かしながら、全ての子ども達の可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けた研究を継続して進めるとともに、ICT教育アドバイザーを2名配置し、授業支援や校内研修などを通して、教職員の資質向上を図ってまいります。

また、デジタル教科書や学習総合支援システムを活用し、様々な場面で、より質の高い学びを実現することで「確かな学力の育成」を図ってまいります。

次に、教員業務支援員配置事業でございます。教員が子ども達に接する時間を十分確保し、本来担うべき業務に教員が専念できるよう、コロナ禍における校内の消毒作業や授業準備等の補助業務を行う支援員を、小中学校33校に48名配置し、豊かな学びを支える教育環境を更に充実させるよう取り組んでまいります。

次に、学校・家庭支援専門家配置事業でございます。児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラーと、家庭環境に応じた支援を行うスクールソーシャルワーカーを本市が各1名を任用し、連携して諸課題の早期解決を図ってまいります。また、県の制度を活用して配置する6名のスクールソーシャルワーカーと連携し、学校・家庭への支援の強化を図ってまいります。

27ページをお願いします。英語教育推進事業でございます。英語教育及び外国語活動、国際理解教育の推進・向上を図るため、小・中学校へ外国語指導助手を引き続き15名配置いたします。ネイティブとの会話や英語を使ったコミュニケーション活動に取り組むことを通じて、英語教育の一層の充実を図ってまいります。

次にコミュニティ・スクール事業でございます。保護者及び地域住民等の学校運営への参画・支援・協力の促進を図るとともに、地域のニーズを迅速かつ適切に反映させ、地域の特性を生かした特色ある学校づくりを進め、コミュニティ・スクールのしくみを生かして「地域とともにある学校づくり」を一層推進してまいります。

28ページをお願いいたします。教育支援センター事業でございます。教育指導員4名、補助員1名を配置し、学校や関係機関と情報共有を図りながら、不登校及びその傾向にある児童生徒を、適切に指導・支援することを通して、児童生徒の社会的自立や学校復帰をめざして取り組んでまいります。

次に充実した学校生活サポート事業でございます。各校の特色ある地域活動等に対して支援を行うことにより、児童生徒一人ひとりの個性を生かし、柔軟で創意ある教育活動を展開する中で、様々な体験を通して豊かな感性や創造力、感動する心を育て、「豊かな心」の育成などの「生き抜く力」を育みます。また、本市の地域資源を積極的に活用した学習を通して、地域のよさを知り、郷土に誇りと愛着をもち、周南の未来を担う人材の育成に取り組んでまいります。

29ページをお願いいたします。教職員研修推進事業でございます。小中学校教職員により構成される任意団体等の研修活動や協議活動への補助等を行い、教職員の資質向上に努め、教育の充実を図ります。また、キャリアステージに応じた教職員の研修を行うとともに、ICT教育や情報管理の充実に関する研究にも取り組んでまいります。

30ページをお願いいたします。学校図書館活用推進事業でございます。児童生徒の豊かな心や表現力、想像力などを育成するため、経験豊富な学校図書館司書を12名、学校図書館指導員を14名を各校に配置し、学校図書館を有効活用した読書活動の充実を図るとともに、学校図書館の機能の充実に取り組んでまいります。

次に生活指導推進事業でございます。特別支援教育の視点に立ち、児童生徒一人ひとりの特性や教育的ニーズに応じた指導や支援を充実させるため、生活指導員や介助員を配置し、きめ細かな指導支援に努めてまいります。

31ページをお願いします。最後に部活動指導員配置事業でございます。一人ひとりの生徒の能力に応じた適切な練習法の導入等、部活動の質的向上を図るため、専門的知識・技能を有する外部人材6名を部活動指導員として中学校3校に配置し、生徒の技術向上等、部活動指導の充実を図るとともに、教員の部活動指導に係る負担軽減等、持続可能な部活動運営体制の構築及び教員のワーク・ライフ・バランスの実現を図ってまいります。

以上で、学校教育課の説明をおわります。

教育長

ありがとうございます。それでは次に、学校給食課お願いいたします。

学校給食課長

学校給食課所管の重点事業についてご説明いたします。

32ページをお願いいたします。基本方針は「徹底した衛生管理のもと、健康の増進や体位の向上など、児童生徒の心身の健康な発達に資する、安心・安全でおいしい給食の提供に努めます。また、学校給食を生きた教材として活用し、学校における食育の推進を図ります。」とし、教育大綱の推進方向に沿ったものとなっています。

令和5年度における学校給食課の重点事業は「学校給食管理運営事業」の1事業です。この事業の目的は、徹底した衛生管理のもと、市内6か所の学校給食センターの円滑な運営により、児童生徒に安心安全でおいしい学校給食を提供していくものです。各学校給食センターでは、子ども達の成長に必要な栄養価、カロリー等を考慮しながら、センターごとに特色のある献立づくりに努めており、地産地消にも積極的に取り組み、そのほかアレルギー対応除去食の提供も行っております。

令和5年度は、給食センターを円滑に運営するための予算として光熱水費や修繕料を増額し、予算の拡充を図ったところでございますが、今後につきましても、必要に応じた予算措置を講じてまいりたいと考えております。

子ども達に安心・安全でおいしい給食の提供ができるよう引き続き、しっかりと取り組んでまいります。

以上で学校給食課の説明を終わります。

教育長

はい、ありがとうございます。

それでは最後に、中央図書館お願いいたします。

中央図書館長

それでは、中央図書館所管のものについて、ご説明いたします。

資料の33ページ、34ページをお願いします。周南市立図書館は、それぞれの地域の「知の拠点」として、地域の読書活動・生涯学習活動の支援を行う中央、新南陽、福川、熊毛、鹿野の各図書館と、「知の広場」として、「人が集い楽しむこのまちの賑わいと交流の場」の創出を図る徳山駅前図書館の、6館を運営しております。この6館相互でしっかりと連携を図りながら、電子図書館などの様々な図書館サービスを組み合わせるなど、利用しやすく、満足度の高い図書館を目指すことで、読書環境の整備、市民の文化水準の向上を図ることとしております。

それでは重点事業についてご説明いたします。まず、「電子図書館運営費」でございます。これは、図書館に来館することなく、WEB上で、在宅のまま、資料を閲覧・貸出できる電子図書館サービスを運用していくものです。

令和3年12月に開始しましたこのサービスにつきましては、昨年7月より、WEBによる登録の受付を開始したり、市広報や市議会報など市独自の資料や、図書館からのお知らせなどを収録し、公開することなどを行ってまいりました。令和5年度につきましても引き続き、利用促進に向け、収蔵資料を充実させることはもちろん、幅広い層にご利用いただけるサービスを提供してまいります。

次に、「図書館資料購入費」でございますが、生涯学習時代の多くの利用者ニーズに応えられるよう、電子図書館と併せて、新鮮で広範囲にわたる図書館資料の収集、充実に努めてまいります。

最後に、「図書館管理運営費」につきましては、図書館サービスの向上と読書活動の推進を図るために、市内6館の連携を深めつつ、円滑な図書館運営と利用しやすい図書館づくりに努めます。また、「うちどくコンテスト」などを通して、子ども達が読書に親しみ、読書習慣を身につける環境整備に努める、「第三次周南市子供読書活動推進計画」を推進してまいります。

以上の事業を中心に、「読書が育むひとづくり・まちづくり」を推進してまいります。

以上で、中央図書館の説明を終わります。

教育長

はい。ありがとうございます。

それでは、今、全体説明、そして各課の説明がありましたけれども、ご質問がありましたらお願いいたします。

松田委員

すいません。

教育長

はい。お願いします。

松田委員

冒頭4ページです。事業推進に当たっての考え方で、「本市の未来を担う人材を育成すること」に下線が引いてありますが、これは何か意味合いがありますか。

私も確認不足ですが、今までもこうでしたか。若しくはここに意味合いがあるのだとしたら、いわゆる「本市の未来を担う人材育成すること」というところが前面に出て来ていると普通は解釈するのですね。

それでもし、もしという言い方をして悪いのですが、今年度からであれば、その特徴がどこにあるのかを伝えていただければ良かったかなと思っております。もしくは人材を育成することが全般に関わっているという捉え方になるのでしょうか。教えてください。

教育長

これは多分ですね、市長の施政方針の中に同じように心がけとしてのパーパス、2050年を乗り越える周南市になるっていうところがあってですね、おそらくそこにアンダーラインが引いてあったのではないかと思いますので、教育委員会としても、パーパス的な心掛けをこの「本市の未来を担う人材の育成」というところに当てておりますので、アンダーラインを引いているというふうに認識しております。

松田委員

はい。

教育長

それで、子ども達を教育の場の中で、あるいは一般市民の方々を生涯学習・社会教育の中で本市の未来を担う人材として育成していくというところで、着実に様々な施策を進めていこうじゃないかということベースにおいて、様々な事業を今展開することにしておりますので、ここがどこかにヒットするというよりは、これが全ての項目においてベースになっているとご理解いただけたらいいのではないかと思います。

松田委員

はい、分かりました。とても大事なところですよ。事業推進に当たっての考え方なので、こういう視点を持って、全体を見させていただいたらと思います。

教育長

はい。ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。遠慮なく。

松田委員

それでは、もう一件よろしいでしょうか。生涯学習課に関わる13ページの青少年の健全育成全般に関わるのですが、次の議題で、いわゆる事務局の総合出張所で、「青少年健全育成に関すること」という項目を、改正されようとして具体的な動きになると思うのですが、そういうところがこの事業概要の中には現れてないですか。そういった、この辺りでやっていこうとか、後の議題の時には、どういうこといわゆる事務局総合出張所が対応していかれるのかっていうのを聞こうと思ったのですが、この事業概要でもそういうところが出てくると分かり良いかなと思いました。

教育長

いかがでしょう。

生涯学習課課長補佐

青少年の健全育成そして青少年教育、厳密にはこの二つを分けて運営をしているのですが、現在は両方とも生涯学習課が所管しています。細かい話なのですが、次の議案に出てくる青少年の健全育成は、市長部局から委任を受けているという形で、厳密にはちょっと完全なイコールではないのですが、もう両方絡み合ったものでございますので、特に意識をせず一緒にやっているという状況でございます。

松田委員

はい、わかりました。この教育委員会としての事業概要っていう柱の中で対応するというよりは、市長部局と連携しながら取り組んでいく部門に、次の項目ではなるということですね、はい。分かりました。

先ほどの会議でもちょっと申し上げたのですが、人材育成等に関わるときに、得てして義務教育関係をイメージしがちですけど、青少年・成人その辺りの、そういう資質向上豊かな人生をと考えると、今からちょっと重きを置いて見ていきたいという思いもありましたので、伺いました。

教育長

はい、ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

松田委員

いいですか。

教育長

どうぞ。

松田委員

31ページ、部活動指導員配置事業です。中学校3校と言われましたけれども、これは外部人材の6名配置、これは昨年度と変わらない配置ですか。

教育長

学校教育課いかがでしょう。

学校教育課長

はい。今の所この3校に変更はございません。

松田委員

今年度新しく部活動指導員配置事業としての新しい取り組みとか、そういうものを考えておられますか。

学校教育課長

この部活動指導員配置事業につきましては、主に平日の部活動ということですので、あまり今の動きである部活動の地域移行と大きく関わるところが少ない状況です。ですから、特段先ほどの総合教育会議で取り上げたようなものは、こちらに直接反映されるということはなかなか考えにくいと思っています。

一方の地域部活動の方ですね。やまぐち部活動改革推進事業、こちらについてはその色をしっかり出していこうというふうに考えているというところでございます。

松田委員

はい。いわゆる地域移行に関する予算の整備等に関して、いわゆる外部人材の活用ってところがまた一つのよりどころにもなってくるかなとも思って、この辺りを充実していくことも、短期間ではありますけど、何か必要ではないかなと考えました。はい。

教育長

いいですか。

松田委員

はい。

教育長

そのほかありますか。

岡寺委員

細かいことなのであまり大勢に影響はないのですが、この太字になっているところで分かり易くていいなと思いついて読んでいながら、「【Point】」というところがありますけど、同系のカッコで「【その他の何々】」というものがいくつか見受けられますけど、その表示でいいのでしょうか。並びとしていかがなものかと思いついて。

教育長

どこか一例はありますか。

岡寺委員

例えばですね、13ページ下の「【その他の青少年健全育成事業】」って書いてあるのですが、どうしてもこの括弧を使って括り、そのほかの並びを見ると、「【Point】」というのと並列みたいに見えるのですが。

松田委員

それぞれ事業名が上がっていますよね。

教育長

この辺りの表記についてまた事務局の方で検討いただけたらと思います。

ほかにはいかがでしょう。

吉本委員

すいません。

教育長

はい。

吉本委員

今日すべてが承認されたとして、ホームページ等で内容が公開をされるのですか。

教育政策課課長補佐

はい、いたします。

教育長

はい、ホームページに掲載される見込みでございます。

吉本委員

よく岡寺委員さんがおっしゃることですけれども、広く皆さんに知っていただくためにホームページを見ていたのですけれども、ホームページまで見ていただくための施策が何か必要かなというふうに思いますのでぜひ。

教育長

ありがとうございます。PRの方法ということですね。

吉本委員

そうです。はい。

教育長

これも事務局検討事項ということで。
ほかにございますか。よろしいですか。

(※異議なしの声)

これで、報告第3号を終わります。

5	周南市教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則制定について
---	-----------------------------------

教育長

続きまして、日程第5、議案第6号「周南市教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

この件につきまして、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

それでは、議案書11ページ、議案第6号の周南市教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則制定について、ご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号によるものです。

これは、周南市教育委員会事務局内部組織規則に規定しております、教育委員会各課及び各総合出張所における事務分掌について、令和5年度からの業務の見直し等に伴い改正を行うものです。

改正の内容につきましては、16ページからの新旧対照表により説明します。まず、別表第2教育政策課及び学校教育課に関する改正です。

17ページの改正案の欄をご覧ください。「(12)小・中学校の設置及び廃止に関すること。」を、教育政策課の事務分掌に加えております。これにより、18ページになりますが、現行の欄、学校教育課の事務分掌欄に記載されております、「(7)小・中学校の設置及び廃止に関するこ

と。」を削除します。

学校の設置及び廃止につきましては、事務を進める上では、教育政策課及び学校教育課それぞれに役割がございますが、休校の管理等を含め、学校の再編整備を主として教育政策課が行っている現状に合わせた改正でございます。

次に、19ページからの、別表第3についてです。「事務局新南陽総合出張所」の事務分掌中、20ページの現行に記載されております「(14)花いっぱい推進事業の実施に関すること。」につきましては、令和4年度末で事業が廃止される為、削除するものです。

そのほか、19ページの現行「(9)学校の環境衛生に係る緊急対応に関すること。」、20ページの現行「(11)社会教育施設の維持管理に係る緊急対応に関すること。」「(17)民俗資料の保存及び展示に関すること。」につきましては、現在の業務実態に応じて削除するものです。

また、改正案の「(13)青少年健全育成に関すること。」につきましては、現在、市長部局の「周南市組織規則」に記載されておりますが、教育委員会に委任する事務に該当するため、事務分掌に加えるものです。

議案書20ページから23ページに記載されております、同表の「事務局熊毛総合出張所」、「事務局鹿野総合出張所」の事務分掌も同様の改正を行っております。

改正規則の施行日は、令和5年4月1日としております。

以上で説明を終わります。

教育長

はい、ありがとうございます。

それではご質問がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

岡寺委員

すいません。

教育長

はい。

岡寺委員

この内容に関してなのですが、読み砕けないので、もう少し説明していただけたら。

松田委員

それとあわせて、要は小中学校の設置および廃止に関することが学校教育課の業務から教育政策課に移ったということで、現行が、今の実態がそういう再編整備を進めるに当たって、教育政策課の方での業務の方があっているという話ですね。

そうなったときの利点というか、良さと課題もあると思うのですね。そういうことはどのように捉えていらっしゃるかも、先ほどの岡寺委員の説明の後にちょっと教えていただけたらと思います。

教育長

では、今の小中学校の設置に関することにつきまして、教育政策課いかがでしょうか。

教育政策課長

はい。教育政策課の業務の中に、学校施設の再編整備それから学校施設の管理、休校施設を含めた管理を業務としております。具体的に設置、新しく設置というのはちょっと考えづらいですけども、今からの業務として休校、廃校というようなことが出てきたときに、地域との話し合

いでありましたり、いろいろな事前の業務を進めていくというのが、これまでもですが現在の教育政策課がある程度、主担当となって進めております。そこに学校内部のこと、あるいは学校教育に関わることというところで、学校教育課、それから、当該学校の校長先生等が関わっていただいているという状況がございました。その中で、具体的にその届け出の事務であったり、県教委とのやり取りであったりというようなことも含めて、事務的なことを一元的に教育政策課が進めているというところで、この度明らかにさせていただいたというところです。

教育長

「小・中学校設置および廃止に関すること。」についての説明でしたけれども、いかがですか。

岡寺委員

すいません。これについて別表から外しても別に支障がないという感じなのですか。この表を全部読んでも、担当部署がこの業務を把握していなさい、担当部署がすることですよと言っているのであって、別表から外してしまっているのか、そこがよく分からないので、すみません。

松田委員

要するに、担当部署として学校教育課がやっていた、学校施設の設置および廃止に関することを、教育政策課が今度担当するということになる、というところだけの改正案ですよ。そのときに岡寺委員が言われるように、例えば教育政策課が担当するのだけれど、これまでやっていた学校教育課との関連はどうなるのでしょうか、無くしていいのでしょうかという質問かと思うのですが。

教育政策課長

そもそもこの組織規則の表なのですからけれども、これはその部、課それから担当が、事務分掌として、どのようなものを業務として持つかということ、実態に即して分かりやすくまとめたものというものになります。もちろん各課連携であったりとか、各部の連携であったりということは、すべての業務において必要なもので、ここに書いてないからやってはいけないというルールがあるわけではないと理解をしております。

その中で、それぞれ担当が自分たちの事務分掌として、これらの業務を持つところを明確にするということの役割がこの表だと理解しておりますので、その中で、この度総合出張所の実情に合わせた改正をさせていただきましたし、学校教育課から教育政策課の方へ係る部分の異動をしたというのも、その一つでございます。

教育長

いかがでしょうか。

岡寺委員

実態に合わせたという解釈でいいのですよね。

教育長

そうですね、小・中学校の設置および廃止については、教育政策課の方がイニシアチブをとってやっていただいて、これまでもやっていただいております、そこにさっき課長の方から説明があった学校での教育活動であったりとか、様々な人事的なことも含めてですけども、そういったところについては、学校教育課が当然一緒になってやって来ていましたので、そこは別段、教育政策課に移ったから、いや学校教育課は何もしませんという話ではないということでございます。

教育部長

事務分掌に載っている事以外の仕事も当然、実際にありますので、だから先ほどの課長も説明

しましたが、ないからやらないとかではなくて、なるべくここに関しては大きく捉える事務分掌を載せるようにしていますので、細かいことに関しては必ずどこか関係するところが事務をするというのは現実としてあります。

岡寺委員

ありがとうございます。はい。わかりました。

松田委員

いいですか。今のような連携が取れるっていうのが、やっぱり一体となって動かれるということで大事だと思いますが、役割分担をきちっと明確にしておかなきゃいけないところもあると思います。

それですね、先ほどの事務局の総合出張所の青少年健全育成は分かりましたけれども、学校の環境衛生とか社会教育施設の維持管理の緊急対応に関することが、今度は項目としては明記されないですね。学校のことでも、それから、よく支所とかに行かれて、そこに総合出張所がありますと、そこで言われるというような対応もあると思うので、何か窓口が狭くなるのではと思います。そこで緊急対応に関することだから、実際に修繕とかそういうところに動くことはなくなりますよということなのかなと、そこを外されることの意味合いを教えてください。

教育長

19ページの一番下の(9)番と20ページの(11)番、同じような内容が、熊毛鹿野にもあるわけですが、そちらが削除になって、そういう状況だということで、この辺いかがでしょうかということですか。

教育部長

実際、学校はそういったような状況になった時にですね、では総合出張所に連絡するのかっていうと、学校としてはやっぱり施設の事であれば教育政策課の方にまずは相談されるというような実態はありますので、そういったところに即したものです。実際に総合出張所に連絡するという状況はありませんので、問題はないのかなと思います。

この中で、総合出張所にお願いしないといけない部分が発生しましたら、当然本庁の教育政策課にしても、出張所の方に相談したり、そういったことは実態としては出てくるとは思いますけど、無くなったからと言って学校側が困るというような状況にならないと思います。

松田委員

社会教育施設もそうなりますよね。

教育部長

そうですね、やっぱり本庁の方に一元した方が、逆にいいのかなと思います。

教育長

学校施設や社会教育施設が本庁の方に一元化して、必要に応じて各総合出張所等での対応の可能性もある。

教育部長

当然、総合出張所の方に連絡されたりという実態もありますが、そうなっても実際には、本庁の方に相談に行くようになるとか、相談してもらおうようになりますので、そういった実態がありますから、問題はないのかと思います。

松田委員

分かりました。総合支所と、教育委員会として事務局総合出張所がそれぞれにあるのだよってイメージをなかなか持ちにくい中で、地域に密着するといえれば、ここも大事なところであっ

て、その業務も改めてこうやって見ると、なかなか多岐にわたって大変だと思いながら、こうやって文書で出てくると、事務の内容が少し狭まるのかなというイメージを持ってしまいましたけど、要は、本庁に集約して素早く対応するというような考え方でよろしいですか。

教育部長

市民にとっては、総合出張所であろうが、支所であろうが、本庁であろうがそれは市には変わらないことですから。事務的にはこういった取り決めをしっかりとしますが、どっかに連絡されれば、必ずその主となるところ、その業務を持つところには連絡が行くというような体制になっています。

教育長

よろしいですか。ほかには。

片山委員

今のことなのですが、私も青少年健全育成市民会議というところに所属しております、その鹿野部会というところで役をやっているのですけれども、青少年健全育成に関することというところがこれに関係する部分になるのですか。

生涯学習課課長補佐

青少年健全育成市民会議の業務も、今現在は教育委員会生涯学習課が所管をしておりますが、先ほど松田委員へのご説明の時にも申し上げたのですが、市長部局から委任されているにもかかわらず、ここに出てないのですが、実は事務分掌表が市長部局の総合支所地域政策課の方についておりました。それを委任されているという現状に合わせていくことで、地域政策課から削除して教育出張所の方に持ってきたという考えです。

教育長

よろしいですか。

片山委員

はい、分かりました。

教育長

ほかは、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは、議案第6号を決定いたします。

6	周南市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則制定について
---	--

教育長

続きまして、日程第6、議案第7号「周南市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

この件につきましても、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

それでは、議案書24ページ、周南市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則制定について、ご説明します。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号によるものです。

これは令和5年4月1日から、議会を除く地方公共団体の機関における個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律の規律が適用されることに伴い、法の施行に関し必要な事項を定めた「周南市個人情報の保護に関する法律施行条例」が制定され、「周南市個人情報保護条例」が廃止されること、及び関連規則の制定等によるものです。

26ページの新旧対照表をお願いします。教育委員会規則が引用しております例規について、「周南市個人情報保護条例」を、「個人情報の保護に関する法律及び周南市個人情報の保護に関する法律施行条例」に、「市長が保有する個人情報の保護に関する規則」を、「市長が保有する個人情報の保護等に関する規則」に改めるものです。

改正規則の施行日は、令和5年4月1日としております。

以上で説明を終わります。

教育長

それでは、この件について、何か質問がありましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは、議案第7号を決定いたします。

教育長

本日の議事日程は以上でございますが、そのほかに何かご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは、これもちまして「令和5年第3回教育委員会定例会」を終了いたします。

署名委員

松 田 福 美 委員 _____

岡 寺 政 幸 委員 _____